

**【論点 5】 広域に分布する鳥獣等に対する国の関与について****1. 現状と課題**

鳥獣保護行政は都道府県の自治事務であるものの、鳥獣の生息数や分布の拡大が著しく、都道府県による対応だけでは追いつかなくなっている鳥獣種があるため、国が指導力を発揮して当該種の鳥獣保護管理を推進する必要がある。

また、希少鳥獣等の国が許可権限を有する鳥獣について、国が特定計画を策定することができないことにより不都合が生じている事例がある。

**2. 検討の方向**

地方分権の流れの中で、地方に義務を課すことは容易ではないと考えられる。このため、義務ではないものの、実質的に都道府県による鳥獣保護管理が推進されるような方策を検討する。

希少鳥獣等の国が許可権限を有する鳥獣については、国が特定計画を策定できるよう検討する。

**3. 国の関与のための方策****(1) 国による調査及び評価**

法第 78 条の 2 の規定をもとに、広域に分布する鳥獣のうち必要な種及び地域について、国が、予算事業として調査及び評価を実施（現地調査及び捕獲情報により都道府県別又は地域別の推定個体数を算出する等）し、全国の取組の進捗状況を確認・公表し、提言・指導することで、都道府県に対して取組を促すことを検討する。

また、評価によって取組の必要性の高い地域に対しては、予算的な支援を行うことも検討する必要がある（論点 4 の指定鳥獣管理捕獲事業（仮称）と連動）。

(参考)

**第七十八条の二** 環境大臣及び都道府県知事は、鳥獣の生息の状況、その生息地の状況その他必要な事項について定期的に調査をし、その結果を、基本指針の策定又は変更、鳥獣保護事業計画の作成又は変更、この法律に基づく命令の改廃その他この法律の適正な運用に活用するものとする。

**(2) 国が定める計画等**

管理捕獲事業（仮称）が必要な程度に被害が深刻化している鳥獣等について、管理の基本的な指針を定めることができるよう検討する（論点 4）。

また、希少鳥獣等の国が許可権限を有する鳥獣については、国が特定計画を策定できるよう検討する。ただし、国指定鳥獣保護区内のシカ等の捕獲については、国が許可権限を有するものの、都道府県の特定計画における個体数調整に寄与する関係であることから、都道府県の計画の一部を構成する方が適当との考えもあり、適切な計画の仕組みについて検討を要する。